

# 岡山大学保育所（ますかっと病児保育ルーム）利用内規

平成22年2月16日

学 長 裁 定

改正 平成22年 4月 1日

改正 平成22年11月18日

改正 平成23年 3月22日

改正 平成30年 9月14日

改正 令和 元年 8月 6日

改正 令和 2年 9月10日

改正 令和 5年 2月13日

（趣旨）

第1条 この内規は、岡山大学保育所の設置に関する規程（平成22年岡大規程第9号）第11条の規定に基づき、岡山大学保育所に置かれる施設のうち、ますかっと病児保育ルーム（以下「保育ルーム」という。）の利用基準等について定める。

（利用者の範囲）

第2条 保育ルームを利用できる者は、岡山市内又は岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町内に居住し、勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情によって家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童を養育する者とする。

（保育児の年齢）

第3条 保育ルームにおいて保育する病児・病後児（以下「保育児」という。）の年齢は、0歳児（生後6ヶ月以後）から小学校6年生までとする。

（開設日及び保育時間）

第4条 保育ルームの開設日及び保育時間は、次のとおりとする。

開 設 日	月曜日から金曜日 （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間を除く。）
保 育 時 間	8時00分から17時30分まで

2 室長は、特別な事由があるときは、開設日及び保育時間を臨時に変更し、又は休業することができる。

（事前登録）

第5条 保育ルームの利用を希望する者は、岡山市病児保育事業登録申込書を年度の初回利用時まで室長に提出し、登録するものとする。

（登録料）

第6条 保育ルームの登録料金は、無料とする。

（利用期間）

第7条 利用期間は、登録年度の末日までとする。

(予約)

第8条 保育ルームの利用を希望する者は、事前に予約するものとする。

2 保育児は、予約先着順に6名まで受け入れるものとする。但し、感染症拡大防止のため、室長が必要と認めた場合は、受入保育児数を制限する場合がある。

(利用申込書等の提出)

第9条 保育ルームを利用する際、利用者は、その都度、岡山市病児保育事業利用申込書及び保育児のかかりつけ医の診察を受け、意見が記載されたかかりつけ医連絡票並びに誓約書を室長に提出するものとする。

(保育児の受入基準)

第10条 保育ルームで保育する保育児は、全身状態の良好な次の各号に該当する疾患の場合とし、前条により提出されたかかりつけ医連絡票等に基づき、入室前に岡山大学病院医師が受け入れ可能かどうかを判断する。

- 一 感冒症候群、中耳炎、突発性発疹、とびひ、溶連菌感染症、流行性角結膜炎、プール熱、ロタウイルス、急性耳下腺炎、手足口病等の急性期及び回復期
- 二 麻疹、水痘瘡、風疹、流行性耳下腺炎、百日咳等の回復期
- 三 その他岡山大学病院医師が受け入れ可能と判断した場合

2 全身状態の良好でない次の各号のいずれかに該当する疾患の場合は、受け入れできないものとする。

- 一 入院を必要とする状態（39.1度以上の高熱、重症の下痢及び嘔吐、けいれん発作を伴うもの、呼吸状態不良、意識混濁、ぐったりしているなど）。
- 二 点滴などの医療行為（回復期の投薬は除く。）を必要とする状態。
- 三 麻疹・水痘症・風疹・流行性耳下腺炎・百日咳・インフルエンザなど伝染性の強い疾患の急性期
- 四 同室児への感染の可能性が高いと判断される状態
- 五 その他岡山大学病院医師が受け入れ不能と判断した場合

(給食)

第11条 給食を利用する者は、原則として予約時に給食申込書兼食物アレルギー届出書により申し込むものとし、利用当日に申し込む場合の期限は、午前9時45分までとする。

(投薬)

第12条 保育児に対して保育中に投薬を依頼する者は、与薬依頼書を室長に提出するものとする。

(利用の中止)

第13条 室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育室の利用を中止させることができるものとする。

- 一 内規等に違反した場合
- 二 保育児の心身に重大な欠陥が生じ、集団生活に適さなくなった場合
- 三 保育ルームで保育を開始した後に、第10条第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合

(保育料)

第14条 保育ルームの利用に係る保育料は、岡山市病児保育事業実施要綱の定めに基づき、1人1日当たり2,500円とする。ただし、保育児及び保護者の属する世帯が

生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯の場合は、利用料を2,000円減額し、500円とすることができる。

(利用料金の支払い方法)

第15条 利用者は、前条に定める保育料を指定の期日までに支払わなければならない。

2 利用者のうち本学の教職員については、当月分をとりまとめ、翌月に支給される給与の金額から控除するものとする。ただし、控除されるべき月に給与が支給されない者は、当月分について翌月末までに支払わなければならない。

(様式)

第16条 かかりつけ医連絡票、誓約書、給食申込書兼食物アレルギー届出書及び与薬依頼書の様式については、別に定める。

(事務)

第17条 保育料の徴収事務は、総務・企画部人事課ダイバーシティ推進室において処理する。

(雑則)

第18条 この内規に定めるもののほか、保育室の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年2月16日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年2月13日から施行し、令和5年2月1日から適用する。